

■ 持続化給付金のお知らせ（ご案内）【令和2年5月1日時点】

経済産業省・中小企業庁は、5月1日（金曜日）より、「持続化給付金」の申請受付を開始しました。
[「持続化給付金」の事務局ホームページ](https://www.jizokuka-kyufu.jp/)（<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>）から、申請いただけます。

内 容	事業全般に広く使える給付金
対 象	中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者（フリーランス含む）、各種法人 ※売上が前年同月比50%以上減少した月がある（給付条件）
給 付 額	中小法人等 上限200万円（最大） 個人事業者等 上限100万円（最大） ◆売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比50%以上減少した月の売上×12ヶ月）
申請期間	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで（期間中1回のみ、再度給付申請は不可）
申請方法	持続化給付金申請用ホームページ（ https://www.jizokuka-kyufu.jp/ ）からの電子申請 申請の手続き・内容詳細は申請要領（申請のガイダンス）にて確認 中小法人等 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf 個人事業者等 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf Q & A（持続化給付金に関するよくあるお問合せ）を参照 https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html ◆申請に必要な書類 ① 2019年（法人は前事業年度）確定申告書類の控え ② 2020年分の売上減少となった月（対象月）の売上台帳の写し ③ 通帳（申請者本人名義、法人の場合は法人名義又は法人の代表者名義の振込先口座）写し ④ 身分証明書（本人確認書類）写し（個人事業者の場合） なお、自身で電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」を開設する予定（今後、予約制の申請支援窓口にて相談しながら申請も可能）。申請サポート会場（申請支援窓口）の設置場所等については未定（決まり次第、公表） ※木津川市商工会にて申請サポート（申請支援窓口での相談・必要情報の入力等、但し申請代行は不可）を受付中 【会員事業所のみ限定・事前予約制】
問い合わせ先（相談ダイヤル）	「持続化給付金事業コールセンター」 0120-115-570（平日・休日8：30～19：00）